

スクープ 辺野古新基地建設

沖縄県名護市辺野古の米軍新基地建設で、予定地の軟弱地盤にかかわる「不都合」な地盤強度データを防衛省が隠ぺいしていたことが編集部取材で分かった。存在していたにもかかわらず「ない」としてきたのは防衛省が設計の前提とする地盤強度を大きく下回るデータ。同省は沖縄県に工事の設計変更を申請する方針ですが、専門家は判明したデータでは「いまの設計が成り立たなくなる可能性がある」と指摘しています。 藤川長志記者

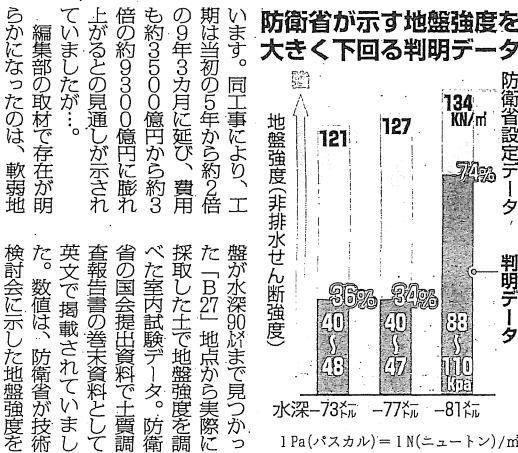
軟弱地盤データ 防衛省が隠ぺい

Location: OKINAWA
 Borehole No.: B-27

48	40
46	40
46	40
47	40
100	310
88	100

48	40
46	40
46	40
47	40
100	310
88	100

報告書に記載されていたB27の地盤データ



想定強度の3分の1



辺野古の米軍新基地建設予定地で軟弱地盤が広がる大浦湾＝2019年10月8日、沖縄県名護市（沖縄ドローンプロジェクト提供）

「非常に固い」根拠崩れる 設計成り立たず工事不可能

元中堅ゼネコンの土木技術者は驚きます。「この地盤強度では、安定して施工できない。技術検討会の議論の前提となっているデータの数値とまったく違い、これまでの検討は意味がなくなる」。防衛相が虚偽答弁B27の土の強度試験について国会で岩屋毅防衛相（自民）は「やってない」（2019年3月22日参院予算委員会）と答弁。参院予算委員会への政府提出資料でも「B-27地点における室内試験を実施する必要はありません」として隠していたのか。水深90分の地盤改良工事が可能な作業船は国内にはありません。あるのは水深70分まで。専門家は70分以下で地盤改良ができないなら、地盤沈下が想定される新基地建設は困難だと指摘していました。これに対して防衛省は、70分までの地盤改良でも新基地建設は可能と主張。その「根拠」としてきたのが、水深70～90分の地盤は「非常に固い」というものでした。その「根拠」が崩れるため防衛省は、B27地点から実際に採取した土で地盤強度を調べた室内試験データを隠したとみられます。ワンと隠ぺいの新基地建設を追い追います。 8面11～14

うつする新型肺炎 Q&A 5面

最賃引き上げ経済に好循環 カジノめぐる利権と癒着 「桜」疑惑首相は支離滅裂 笑門来福 難局なんてぶっ飛ばせ

浅田次郎さん

補聴器 眼鏡も医療費控除 「報ステ」スタッフ切りの裏面 同性婚は憲法24条が保障

重力波観測 「かぐら」始動

もつ33歳? また33歳!

徳勝龍門の逆襲

アインシュタイン最後の予言に迫る トミタセツ子

中島京子

中地美佐子

民藝「白い花」

「キッドの運命」


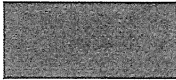
クッキー&ケーキ

前田 亜季さん

心揺さぶる作品との出会い

購読申し込み ☎03(3403)6111 定価税込月930円 (本体価格861円) 1部売1240円

日刊紙月349円 (本体価格323円) 1部売1130円 郵送は別途送料 郵便振替口座 日本共産党中央委員会 00180-6-134897

Client: 	Location: OKINAWA 2017	Coordinates ¹ : 55738mE 58120mN	
Project Name: Okinawa 2017	Borehole No.: B-27		
Project Number: GMOP16-G-012			

Sample No.	Specimen Description	Test Depth (m)	Classification Tests								Undrained Shear Strength					Rock Results	
			Water Content (%)	Bulk Density (Mg/m ³)	Dry Density (Mg/m ³)	Liquid Limit (%)	Plastic Limit (%)	Passing Fines (%)	CaCO ₃ Content (%)	Organic Content (%)	Specific Gravity	T.V. (kPa)	P.P. (kPa)	Fall Cone (kPa)	Lab Vane (kPa)	U.U. Triaxial (kPa)	U.C.S. (MPa)
P09	35.00m - Soft to firm grey silty CLAY with occasional shell fragments	35.20	40	1.76	1.26												
		35.20									48	40					
		35.20									46	40					
		35.20															
P10	39.00m - Soft to firm dark olive grey silty CLAY with occasional shell fragments and rare partings of sand and organic matter	39.20	37	1.75	1.28												
		39.20									40	38					
		39.20									40	40					
P11	43.00m - Soft to firm dark olive grey silty CLAY with occasional shell fragments and rare partings of sand and organic matter	43.20	40	1.81	1.29												
		43.20									48	40					
		43.20									46	40					
P12	47.00m - Soft to firm dark olive grey silty CLAY with occasional shell fragments and rare partings of sand and organic matter	47.20	34	1.82	1.36												
		47.20									46	40					
		47.20									47	40					
P13	51.00m - Stiff olive black silty CLAY with frequent partings of sand and occasional shell fragments and organic matter	51.20	41	1.66	1.18												
		51.20									100	110					
		51.20									88	100					
P14	55.00m - Very stiff brownish black silty CLAY with frequent organic matter and occasional pockets of medium to coarse sand and shell fragments	55.20	46	1.57	1.08												

Note: The letter 'R' denotes a remoulded/residual test
Local Geodetic Datum - Actual Coordinates

LABORATORY TEST RESULTS

Ref: GMOP16-G-012-FLD-01
Page 2 of 3

2020年2月12日衆議院予算委員会配布資料 日本共産党 赤嶺政賢

出典：防衛省提出資料（「シュワブ（H26）ケーソン新設工事（1工区） 確認ボーリング報告 土質調査（2）」）



元水漁第1402号
令和2年1月31日

別紙

沖縄県知事 殿

農林水産大臣 江藤 拓

サンゴ類の特別採捕許可の事務処理について（勧告）

当職は、これまで貴職にお伝えしてきたとおり、貴県における漁業法（昭和24年法律第267号）及び水産資源保護法（昭和26年法律第313号）に基づく事務の遂行に関し、資料の提出を求めるなどして、事実関係の確認をしてきたところです。

その結果、別紙記載の理由により、沖縄防衛局長から貴職に対してされた沖縄県漁業調整規則（以下「規則」という。）第41条第1項に基づくサンゴ類の特別採捕許可申請2件（平成31年4月26日付け沖防第2550号及び令和元年7月22日付け沖防第1357号。以下「本件各申請」という。）について、現在に至るまで許可処分をしない貴職の事務の遂行は、漁業法第65条第2項第1号及び水産資源保護法第4条第2項第1号の規定に違反するものと言わざるを得ません。

つきましては、上記法令違反の状態を解消するため、本件各申請について、申請どおりの内容で本年2月10日までに許可処分をするよう、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づき、勧告します。

勧告の理由

1 本件各申請の目的

本件各申請は、沖縄防衛局長が貴職の公有水面埋立承認処分（平成25年12月27日付け。以下「本件承認処分」という。）を受けて実施する普天間飛行場代替施設建設事業（以下「本件事業」という。）における環境保全措置の一環として、事業の実施により生息海域が消滅する等の影響を受けるサンゴ類の移植を実施するために、規則第41条第1項の「試験研究」に該当するものとして、移植の対象となるサンゴ類の採捕の許可を求めるものである。

2 本件各申請については、同種の申請に対する処理状況及び申請の内容等に照らしても、許可すべきものと認められること

ア 貴県においては、本件各申請と同様に工事により生息環境に重大な影響を受ける可能性のあるサンゴ類を移植し、移植後のモニタリングにより移植技術の向上を図ることを目的とした特別採捕許可申請については、多くの案件が「試験研究」に該当するものとして数日内（審査期間が長いものでも標準処理期間（45日）内）に許可処分がなされている。そうすると、本件各申請についてもその申請内容に特段の不合理な点が認められない限り、速やかに許可されるべきである。

イ 本件各申請の内容は、サンゴ類の研究実績が豊富な学術研究者を構成員に含む環境監視等委員会の指導・助言を受けた上で定められており、貴県が設定する審査基準を踏まえて検討しても、「試験研究」としての申請内容に問題はなく、形式面、内容面とも、特段不合理であるといえるような点は認められない。

ウ 貴職は、今後予定されている地盤改良工事の追加を内容とする設計変更後の工事により移植先への影響が生じるなどとして、変更承認申請における環境保全措置の内容を確認しなければ本件各申請に対する判断ができないとしている。

しかしながら、サンゴ類への影響について問題となり得る水の濁りに関しては、一時期に濁りが発生する多くの工事が重複しないように工程の調整をしたり、工事の施工速度を低減したり、濁りの拡散を抑制するために汚濁防

止膜を展張するなどといった環境対策の手法が確立しており、工事に伴う水の濁りの影響の回避・低減を図ることは技術的に可能であるとされている。

そして、沖縄防衛局は、現状においても、移植先を含む周辺海域について、環境保全図書に記載した事後調査として工事の施工中モニタリングを実施し、周辺海域への工事による濁りの影響を監視している状況にあることからして、設計変更後にこれを中止することは考えがたい。また、本件各申請は、埋立工事に伴う環境保全措置としてサンゴ類の移植を行おうとするものであり、移植後に、移植したサンゴ類に影響を及ぼすような工事を計画することはこれと矛盾し、想定しがたいものである。

現に、検討中の変更後の工事に係る資料においても、移植先海域への影響をうかがわせるものはなく、環境影響の検討結果では、移植先海域への濁りの影響が及ばないことの確認がなされている。したがって、沖縄防衛局が、変更後の工事によって移植先のサンゴ類への影響が不可避となる変更承認申請をすることを疑うような状況とは認められない（なお、変更後の工事の影響が移植先に及ぶことにつき、貴職から具体的な根拠を示す資料は提供されていない。）。

エ 以上から、本件各申請につき不許可処分を相当とするような合理的な理由は見当たらず、許可処分をしないことは貴職の裁量権の逸脱又は濫用であつて、許可されるべきものであると認められる。

3 本件各申請につき正当な理由なく判断がされていないこと

ア 本件各申請については、貴県が定める標準処理期間（45日）を大幅に経過し、既に申請から181日と127日（いずれも休日を除いて算出）を経過しているにもかかわらず処分がされていない。また、貴職が、審査の進行状況等について、申請者に対し適切な情報提供をしていたとも認められない。このような対応は、埋立工事に伴う環境保全措置の適正な実施を困難にするものである。

イ 貴職は、本件各申請について許可又は不許可の判断をしていない理由として、上記2ウの問題点のほか、本件承認処分を取り消した国土交通大臣の裁決（平成31年4月5日付け）を不服として提起した関与取消訴訟の司法の最終判断を受けて対応することとし、それまでの間は処分を行わないとの方針としていることを挙げている。しかしながら、訴訟の提起は裁決の効力に影響を及ぼさないうえ（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第52条

第1項）、当該裁決には当然に無効であるといえるような重大かつ明白な瑕疵があることは確認できず、上記訴訟が係属中であることをもって、本件各申請について判断しないことが正当化されるものではない。

4 結論

以上のとおり、本件各申請について許可処分をしないことを相当とする理由は見当たらず、現在まで許可処分をしていない貴職の対応は、本件各申請の根拠となっている規則第33条第2項及び第41条第1項の委任元の規定である漁業法第65条第2項第1号及び水産資源保護法第4条第2項第1号に違反するものと認められる。